# 第７章　事業推進に向けたプログラム

## １．施策・事業の実現化方策

### （１）実現化に向けた基本的な考え方

行田らしい魅力あるまちづくりの実現に向けて、段階的に産（民間企業など）官（行政）学（大学）民（市民）の連携によるまちづくりを推進します。

その中でも特に取組みの主体となる市民と行政の基本的な役割を明確にし、その他の主体（大学・専門家など）と連携しながら、まちづくりを推進します。

■市民と行政の基本的役割と各主体との連携体制

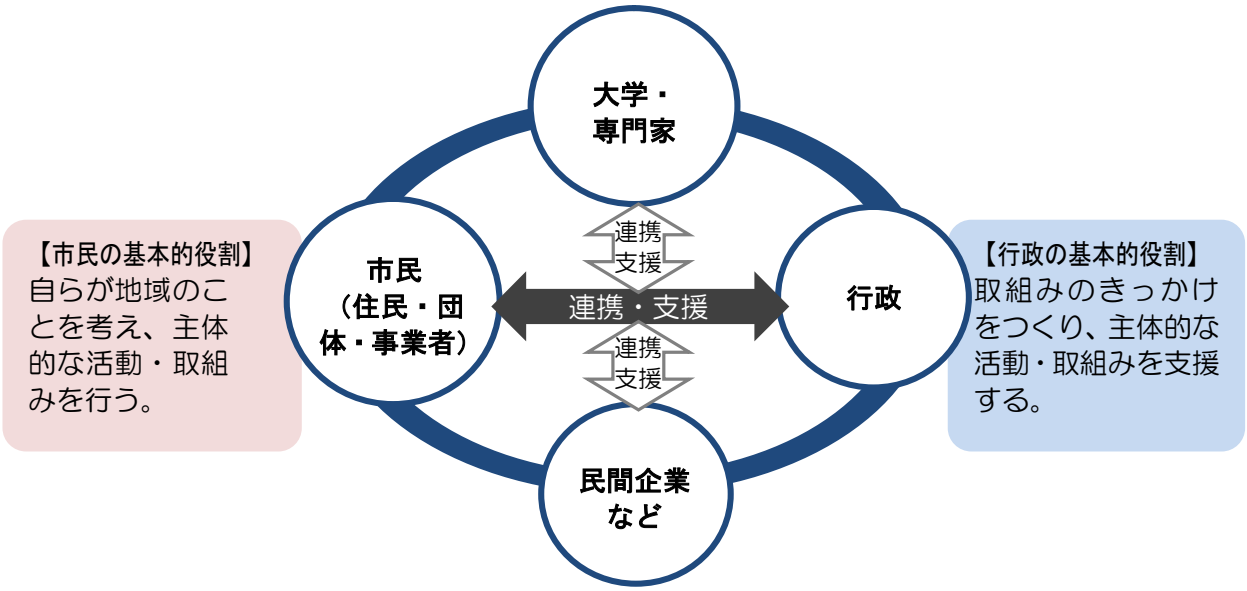

## （2）実現化の流れ

行田らしい魅力あるまちづくりを進めるにあたっては、まちづくりに関する取組みや意識の熟度に応じて、段階的に進めることが必要です。

市民は、まちづくりに関する情報共有や勉強会などにより、まちづくりへの参画意識を高めながら地域のネットワーク体制を構築し、行政は、市民主体の活動や取組みを支援し、地域にとって本当に必要な事業実施に取り組みます。事業実施後は、市民主体の取組みを継続的に進めるために、次の取組みの企画をし、更に取組みの評価・点検などの管理をし、円滑に運営を行うなどのマネジメントを行います。

また、大学や専門家などは、各段階で実現化に向けた連携・専門的支援を行います。

**■施策・事業の実現化の流れ**

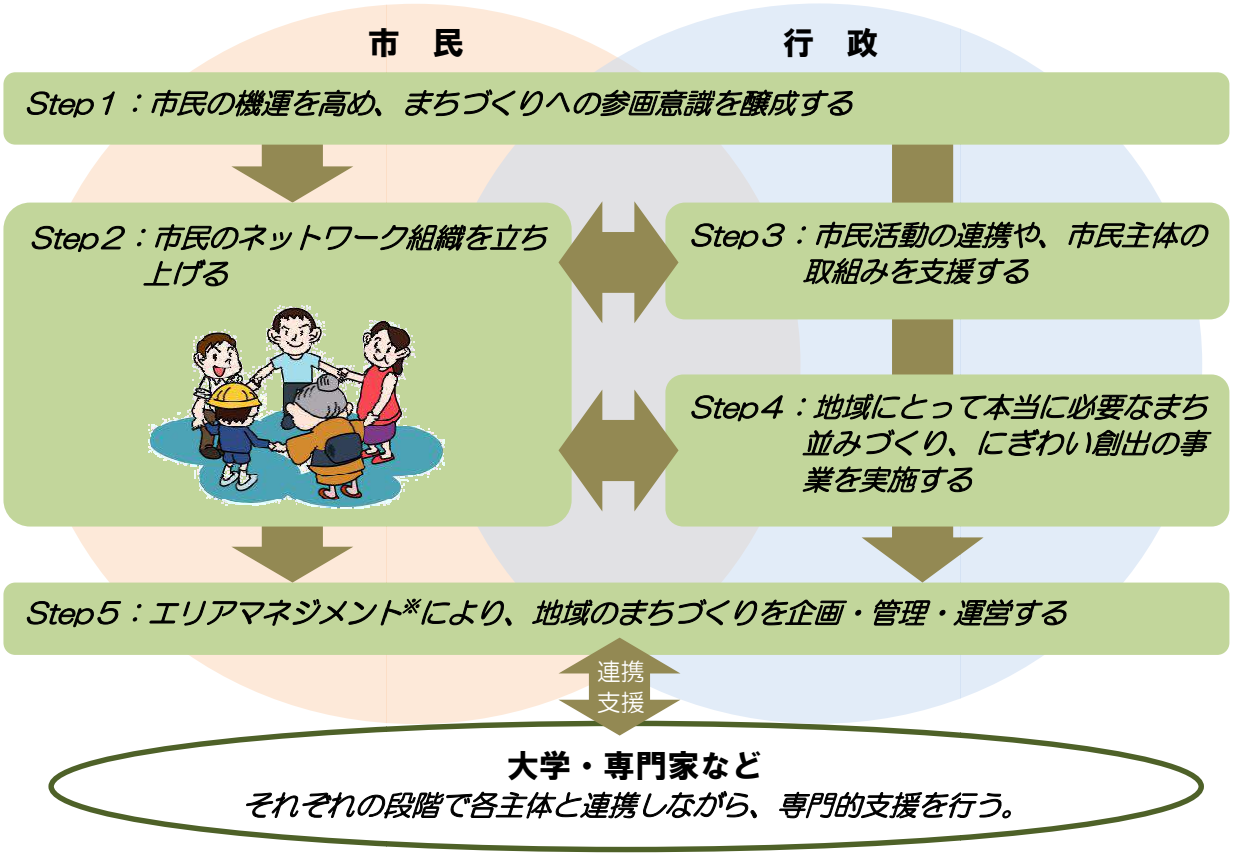

### *Step１：市民の機運を高め、まちづくりへの参画意識を醸成する*

○地域のまちづくりに関する情報発信や継続的な参画機会の創出により、市民のまちづくりに対する機運を高め、まちづくりへの参画意識を醸成します。

【市民】
・自分たちが住む地域のまちづくりについて主体的に考える。
・主体的な取組みや活動を企画・実践し、地域に発信する。

【行政】
・まちづくりの情報を発信したり、参画するきっかけをつくる。

### *Step２：市民のネットワーク組織を立ち上げる*

○市民が連携可能なネットワークを形成し、円滑にパートナーシップを組むことができる組織づくりを行います。

【市民】
・ネットワークの場に積極的に参加し、地域の情報を共有する。
・ネットワークの場から協議会などを立ち上げる。

【行政】
・市民と情報共有し、企画を立案するネットワークの場をつくる。

### *Step３：市民活動の連携や、市民主体の取組みを支援する*

○市民活動の連携の場や機会を設けるとともに、市民主体のまちづくり活動やまち並みの修景に関する取組みについて、各種事業・制度を活用し支援します。

【市民】
・協議会に主体的に参加する。
・市民主体のまちづくり活動やまち並みの修景などの活動に取り組む。

【行政】
・市民の主体的な取組みや活動を支援するための国などの支援事業の紹介や本市による新たな支援事業を創設する。

### *Step４：地域にとって本当に必要なまち並みづくり、にぎわい創出の事業を実施する*

○まち並みづくりやにぎわい創出の方向性を共有し、国や県の事業・制度を活用した施設や街路などの整備を実施します。

【市民】
・空き店舗や空き地の活用など、まちづくり活動に取り組み、行政が実施する事業に対して、利用する立場からの提案を行う。

【行政】
・市民の主体的な取組みと連携して活動の支援や効果的な施設・街路などの整備を実施する。

### *Step５：エリアマネジメントにより、地域のまちづくりを企画・管理・運営する*

○市民主体の取組み・活動を通じて、まちづくりの課題に対する解決方法を検討し、具体的な活動をエリアマネジメント組織で管理・運営し、情報を発信します。

【市民】
・活動の情報発信や地域資源の点検を行いながら、新たな取組みや活動を企画する。
・市民主体で事業実施後における管理・保全を行う。

【行政】
・エリアマネジメント組織と連携し、地域における管理・保全に対する支援を行う。

## ２．段階的な取組内容

### （１）段階的な取組内容と優先度

前項で示した施策を網羅的に取り組むのではなく、Step１～Step５の各段階において、施策の優先度を勘案しながら、計画的かつ効果的に進めます。

■段階的な取組内容と優先度（その１）

| 施策 | ***Step 1***<br>市民の機運を高め、まちづくりへの参画意識を醸成する | ***Step 2***<br>市民や市民のネットワーク組織を立ち上げる | ***Step 3***<br>市民活動の連携や、市民主体の取組みを支援する | ***Step 4***<br>地域にとって本当に必要なまち並みづくり、にぎわい創出の事業を実施する | ***Step 5***<br>エリアマネジメントにより、地域のまちづくりを企画・管理・運営する | 優先度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 方針１　　人が主体となり、地域を考え、育てるまちづくり | | | | | | |
| 1-1　住み易く、住み続けたいまちに向けた仕組みづくり及び協議会などの設置 | | ● | | | ● | ◎ |
| 1-2　地域におけるまち並み点検 | ● | | | | ● | △ |
| 1-3　地域資源の発掘とリスト化 | ● | | | | ● | ○ |
| 1-4　既存施設や歴史的建築物を活用したまちづくり活動の支援 | | | ● | | | ◎ |
| 1-5　地域資源を紹介する観光ガイドの育成及び歴史と文化を継承する活動の支援 | | | ● | | | ◎ |
| 1-6　歩行者空間や空き地などにおける緑化活動の支援 | | | ● | | | △ |
| 1-7　歩きたくなるまちに向けたまちなかの美化活動や空き地などの管理・保全の支援 | | | ● | | ● | △ |
| 1-8　集客のためのイベントの企画・実施 | | | ● | | | △ |
| 1-9　文化財及び地域資源を活用したまちづくり活動の支援 | | | ● | | | △ |
| 1-10 まちづくり活動やイベントの情報発信 | | | | | ● | ◎ |
| 1-11 まちづくりニュースなどの発行によるまちづくり意識の醸成 | ● | | | | ● | ◎ |
| 方針２　　歴史と文化の香りが漂う歩きたくなるまち並みづくり | | | | | | |
| 2-1　景観形成に関するルールづくり | | | ● | | | ○ |
| 2-2　足袋蔵などの歴史的建築物の保存及び活用 | | | ● | ● | | ◎ |
| 2-3　歴史的建築物周辺のまち並み環境の整備 | | | | ● | | ○ |
| 2-4　歴史的なまち並みの修景（外観や塀） | | | ● | | | ○ |
| 2-5　回遊するための道路の美装化及び電線類の地中化 | | | | ● | | ○ |
| 2-6　まち並みのライトアップ及び歩道用照明の設置 | | | | ● | | △ |
| 2-7　歴史的建築物などの案内表示と誘導サインの統一 | | | ● | ● | | ◎ |
| 2-8　ユニバーサルデザインによる歩行者空間などの整備 | | | | ● | | ◎ |
| 【再掲】1-2　地域におけるまち並み点検 | ● | | | | | △ |
| 【再掲】1-5　地域資源を紹介する観光ガイドの育成及び歴史と文化を継承する活動の支援 | | | ● | | | ◎ |
| 【再掲】1-7　歩きたくなるまちに向けたまちなかの美化活動や空き地などの管理・保全の支援 | | | ● | | ● | △ |

優先度：◎＝ワークショップで提案された優先度が高い施策　○＝◎以外で優先的に取り組む施策　△＝市民と行政が検討・調整を行いながら進めていく施策

■段階的な取組内容と優先度（その２）

| 施策 | ***Step 1***<br>市民の機運を高め、まちづくりへの参画意識を醸成する | ***Step 2***<br>市民や市民のネットワーク組織を立ち上げる | ***Step 3***<br>市民活動の連携や、市民主体の取組みを支援する | ***Step 4***<br>地域にとって本当に必要なまち並みづくり、にぎわい創出の事業を実施する | ***Step 5***<br>エリアマネジメントにより、地域のまちづくりを企画・管理・運営する | 優先度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 方針３　　水と緑がうるおいをもたらす四季を感じるまち並みづくり | | | | | | |
| 3-1　憩う場所としての水辺空間の環境整備 | | | | ● | | ◎ |
| 3-2　幹線道路沿道の街路樹の保全と整備 | | | | ● | ● | ○ |
| 3-3　寺社仏閣などのまとまった緑の保全 | | | | | ● | ◎ |
| 3-4　緑豊かなポケットパークや広場の整備 | | | | ● | | ◎ |
| 【再掲】1-3　地域資源の発掘とリスト化 | ● | | | | | ○ |
| 【再掲】1-6　歩行者空間や空き地などにおける緑化活動の支援 | | | ● | | | △ |
| 【再掲】1-9　文化財及び地域資源を活用したまちづくり活動の支援 | | | ● | | | △ |
| 方針４　　暮らしと交流が調和したにぎわいづくり | | | | | | |
| 4-1　都市機能の集約に向けた拠点の整備 | | | | ● | | ◎ |
| 4-2　空き地や空き家を活用したコミュニティスペースなどの滞在・交流空間の整備 | | | | ● | | ◎ |
| 4-3　空き店舗を活用した商店街の活性化 | | | ● | | | ◎ |
| 4-4　商店街におけるにぎわいが感じられる店舗前空間の形成 | | | ● | | | ◎ |
| 4-5　若者の定住促進 | | | ● | | | ○ |
| 4-6　地元の素材を使った特産品の開発及び販売 | | | ● | | | △ |
| 【再掲】1-5　地域資源を紹介する観光ガイドの育成及び歴史と文化を継承する活動の支援 | | | ● | | | △ |
| 【再掲】1-9　文化財及び地域資源を活用したまちづくり活動の支援 | | | ● | | | △ |
| 【再掲】2-1　景観形成に関するルールづくり | | | ● | | | ○ |
| 【再掲】2-7　歴史的建築物などの案内表示と誘導サインの統一 | | | ● | ● | | ◎ |
| 【再掲】2-8　ユニバーサルデザインによる歩行者空間などの整備 | | | | ● | | ◎ |
| 【再掲】3-4　緑豊かなポケットパークや広場の整備 | | | | ● | | ◎ |

優先度：◎＝ワークショップで提案された優先度が高い施策　○＝◎以外で優先的に取り組む施策　△＝市民と行政が検討・調整を行いながら進めていく施策

## Step１：市民の機運を高め、まちづくりへの参画意識を醸成する

平成２５年度に実施した「景観まちづくりワークショップ」の成果を活かし、行政は、市民の連携の場となるワークショップなどを継続的に実施します。また、モデル地区だけでなく、周辺の整備に合わせて、市内各地域でまちづくりへの参画機会を設け、全域的なにぎわい創出につなげます。

さらに、まちづくり勉強会の開催や先進地視察などを実施するとともに、新たに参画する市民を増やすため、まちづくりニュースなどの定期的な発行により、まちづくり意識を醸成し、新たな市民参画を促します。

まち歩きの様子

景観まちづくりワークショップの様子

■継続的なまちづくりワークショップなどの流れ

平成２５年度景観まちづくりワークショップ

まち並みづくり　にぎわいづくり

**市民の役割**

継続的なまちづくりへの参画と意識を高める

・まちづくり勉強会への参加
・先進地視察への参加など

**行政の役割**

〇継続的なまちづくりへの参画の場づくり

**全体会議の開催**

・部会によるワークショップの報告
・まちづくりの方向性の共有
・市民の活動の情報共有など

**部会の開催**

・テーマ別に複数部会（景観、にぎわい、情報発信など）を設置
・テーマ別のまちづくりの整備方針
・まち並み形成のルールづくりの方針など

**市民の役割**

まちづくり活動の周知、まちづくり意識の醸成により、新たな参加者を増やす。

・定期的に発行するまちづくりニュースによる情報共有など

市民のつながりの強化（情報共有、活動の連携など）

■ＳＴＥＰ１で取り組む施策と支援事業

| 施策 | 取組主体 | 主な支援事業 |
|---|---|---|
| 1-2 地域におけるまち並み点検 | 住民、団体 | — |
| 1-3 地域資源の発掘とリスト化 | 住民、団体 | ・文化遺産を活かした地域活性化事業 |
| 1-11 まちづくりニュースなどの発行によるまちづくり意識の醸成 | 行政 | ・まちづくり活動推進事業 |

## Step２：市民のネットワーク組織を立ち上げる

### ①　：市民のネットワークを形成し、情報共有と取組みを企画する

地域におけるワークショップなどを通じて、市民、行政、大学などのネットワークを強化し、定期的な情報共有や取組み・活動の企画など、連携・協働のまちづくりを推進します。

継続的な活動をしていくために、行政は各主体が連携できる場を設けます。市民は、連携の場に積極的に参加し、情報共有や取組み・活動を企画します。

また、大学や専門家などの参画・連携により、まちづくりの実現性を高めます。

■各主体のネットワークの形成

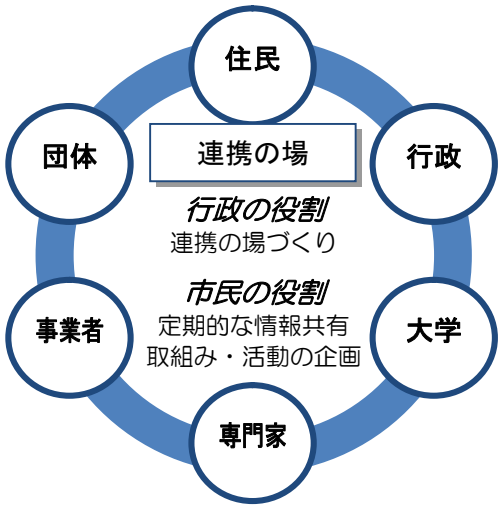


活動のきっかけとなる連携の場を設ける。

### ②　：取組みを実施する際には、活動の主体を中心に他の団体が連携・支援する

まち歩きやまちづくり活動などの取組みを実施する際には、市民だけではなく、各主体が連携・支援しながら取り組むことが必要です。

行政が支援するネットワーク組織をきっかけに、企画・計画段階から各主体との協議・調整を行いながら、円滑に事業が実施できる体制を構築します。

■パートナーシップの形成

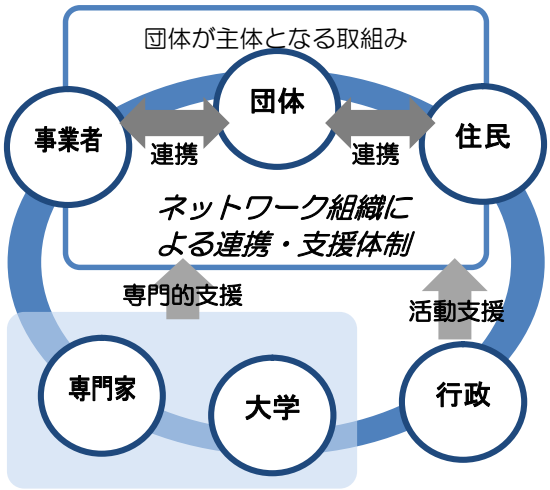


取組みを実施する際に、主体を中心に、円滑にパートナーシップが組める体制をつくる。

## ③ ：①・②を円滑に推進するためのまちづくり組織を立ち上げる

行政は、地域におけるネットワーク体制の構築や活動の際の円滑なパートナーシップの形成に向け、まちづくり組織の立上げを支援します。更に、まちづくりに意欲がある市民が主体となって連携し、行政との調整・協議の場となるまちづくり協議会に発展するように、行政はまちづくり組織の取組み・活動を支援します。

■ネットワーク組織の体制イメージ

| タイプ | 概　要 | 体制イメージ |
|---|---|---|
| **組織連携型** | ・市民が連携し、ネットワーク体制を構築します。<br>・ネットワークの場を通じて、活動の主体となる組織が行政や大学・専門家と協議・調整を行いながら、取組みを進めます。 | 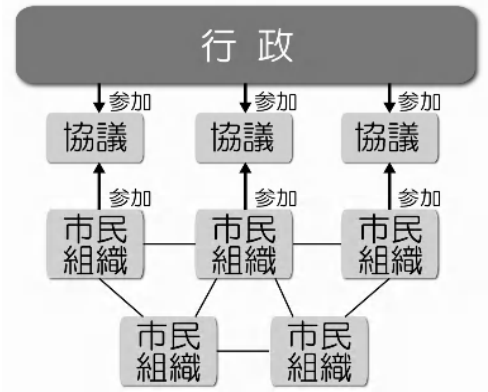 |
| 発展<br>**まちづくり協議会型** | ・市民のネットワークの場から、実践する組織としてまちづくり協議会に発展します。<br>・活動や事業実施にあたっては、まちづくり協議会として行政や大学・専門家と協議・調整を行いながら、地域が一体となった取組みを進めます。 | 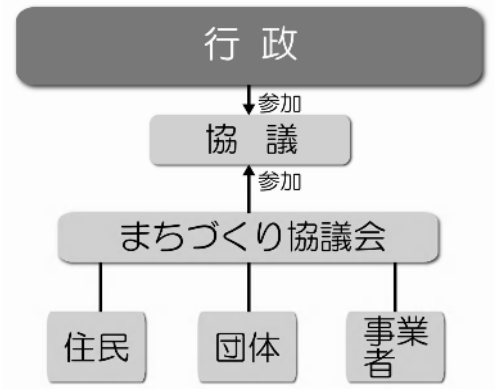 |

■ＳＴＥＰ２で取り組む施策と支援事業

| 施策 | 取組主体 | 主な支援事業 |
|---|---|---|
| 1-1 住み易く、住み続けたいまちに向けた仕組みづくり及び協議会などの設置 | 市民、行政 | ・まちづくり活動推進事業 |

## Step３：市民活動の連携や、市民主体の取組みを支援する

市民主体のまちづくり活動や歴史的建築物の改修、まち並みの修景などに関する取組みについては、ふるさとづくり事業や国・県の各種補助制度などの活用により、支援します。

**■ＳＴＥＰ３で取り組む施策と支援事業**

| 施策 | 取組主体 | 主な支援事業 |
|---|---|---|
| 1-5 地域資源を紹介する観光ガイドの育成及び歴史と文化を継承する活動の支援 | 市民 | ・地域元気アップ協働事業<br>・文化遺産を活かした地域活性化事業 |
| 1-6 歩行者空間や空き地などにおける緑化活動の支援 | 市民 | ・地域元気アップ協働事業 |
| 1-7 歩きたくなるまちに向けたまちなかの美化活動や空き地などの管理・保全の支援 | 市民 | ・地域元気アップ協働事業 |
| 1-8 集客のためのイベントの企画・実施 | 市民 | ・地域商店街活性化事業 |
| 1-9 文化財及び地域資源を活用したまちづくり活動の支援 | 市民 | ・地域商店街活性化事業 |
| 2-1 景観形成に関するルールづくり | 住民、事業者 | ・まちづくり活動推進事業 |
| 2-2 足袋蔵などの歴史的建築物の保存及び活用 | 住民、団体<br>行政 | ・ふるさとづくり事業<br>・都市再生整備計画事業 |
| 2-3 歴史的建築物周辺のまち並み環境の整備 | 行政 | ・街なみ環境整備事業<br>・都市再生整備計画事業 |
| 2-4 歴史的なまち並みの修景（外観や塀） | 住民、団体 | ・ふるさとづくり事業 |
| 2-7 歴史的建築物などの案内表示と誘導サインの統一 | 住民、団体<br>行政 | ・ふるさとづくり事業<br>・都市再生整備計画事業 |
| 4-3 空き店舗を活用した商店街の活性化 | 事業者 | ・にぎわい商店街づくり支援事業<br>・起業家支援事業 |
| 4-4 商店街におけるにぎわいが感じられる店舗前空間の形成 | 事業者、団体 | ・商店街まちづくり事業 |
| 4-5 若者の定住促進 | 住民 | ・子育て世帯定住促進奨励金 |
| 4-6 地元の素材を使った特産品の開発及び販売 | 団体 | ・食のモデル地域育成事業 |

※「ふるさとづくり事業」とは、「行田市ふるさとづくり基金」を財源とする補助金制度で「足袋蔵等歴史的建築物改修・支援事業」、「行田らしいまち並みづくり事業」、「おもてなし・にぎわい創出事業」の３事業の総称です。本事業は、行田市駅周辺の歴史的建築物が集積する行田地区及びその周辺で、行田ならではのまち並み景観の創出や歴史的建築物などの改修などを行う市民に対し、整備費用の一部を補助するものです。

## *Step４：地域にとって本当に必要なまち並みづくり、にぎわい創出の事業を実施する*

地域におけるまち並みづくりやにぎわい創出の方向性を共有し、地域の活性化に寄与する市民主体の取組みについては、市が主体となり国や県の事業・制度を活用した施設や街路などの整備を実施します。

**■ＳＴＥＰ４で取り組む施策と支援事業**

| 施策 | 取組主体 | 主な支援事業 |
|---|---|---|
| 2-2 足袋蔵などの歴史的建築物の保存及び活用 | 住民、団体<br>行政 | ・ふるさとづくり事業<br>・都市再生整備計画事業 |
| 2-3 歴史的建築物周辺のまち並み環境の整備 | 行政 | ・街なみ環境整備事業<br>・都市再生整備計画事業 |
| 2-5 回遊するための道路の美装化及び電線類の地中化 | 行政 | ・都市再生整備計画事業 |
| 2-6 まち並みのライトアップ及び歩道用照明の設置 | 行政 | ・都市再生整備計画事業 |
| 2-7 歴史的建築物などの案内表示と誘導サインの統一 | 住民、団体<br>行政 | ・ふるさとづくり事業<br>・都市再生整備計画事業 |
| 2-8 ユニバーサルデザインによる歩行者空間などの整備 | 行政 | ・都市再生整備計画事業 |
| 3-1 憩う場所としての水辺空間の環境整備 | 行政 | ・都市再生整備計画事業 |
| 3-2 幹線道路沿道の街路樹の保全と整備 | 行政 | ・都市再生整備計画事業 |
| 3-4 緑豊かなポケットパークや広場の整備 | 行政 | ・都市再生整備計画事業 |
| 4-1 都市機能の集約に向けた拠点の整備 | 行政 | ・暮らし・にぎわい再生事業<br>・地方都市リノベーション事業 |
| 4-2 空き地や空き家を活用したコミュニティスペースなどの滞在・交流空間の整備 | 行政 | ・都市再生整備計画事業 |

## *Step５：エリアマネジメントにより、地域のまちづくりを企画・管理・運営する*

### ① エリアマネジメント組織の役割

市民主体の活動・取組みを通じて、まちづくり協議会をエリアマネジメント組織へと発展させ、まちづくりの課題に対する解決方法を検討し、具体的な活動をエリアマネジメント組織で管理・運営し、情報発信します。

エリアマネジメント組織により、快適で魅力に富む環境の創出や美しい街並みの形成、資産価値の保全・増進などに加えて、人をひきつけるブランド力の形成、安心・安全な地域づくり、良好なコミュニティの形成、地域の伝統・文化の継承など、多彩なエリアマネジメント活動を展開します。

■エリアマネジメント組織のイメージ

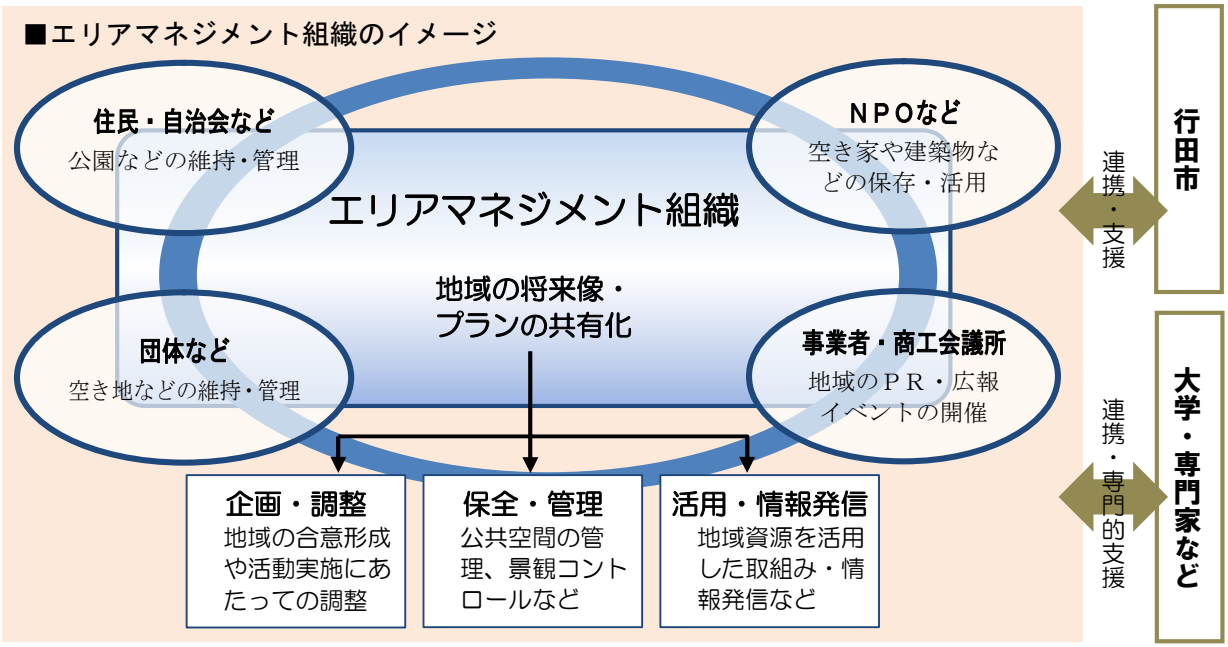


■ＳＴＥＰ５で取り組む施策と支援事業

| 施策 | 取組主体 | 主な支援事業 |
|---|---|---|
| 1-1 住み易く、住み続けたいまちに向けた仕組みづくり及び協議会などの設置 | 市民、行政 | ・まちづくり活動推進事業 |
| 1-2 地域におけるまち並み点検 | 住民、団体 | ― |
| 1-3 地域資源の発掘とリスト化 | 住民、団体 | ・文化遺産を活かした地域活性化事業 |
| 1-7 歩きたくなるまちに向けたまちなかの美化活動や空き地などの管理・保全の支援 | 市民 | ・道路等里親制度 |
| 1-10 まちづくり活動やイベントの情報発信 | 行政 | ・まちづくり活動推進事業 |
| 1-11 まちづくりニュースなどの発行によるまちづくり意識の醸成 | 行政 | ・まちづくり活動推進事業 |
| 3-2 幹線道路沿道の街路樹の保全と整備 | 住民<br>行政 | ― |
| 3-3 寺社仏閣などのまとまった緑の保全 | 住民<br>行政 | ― |

② 各段階における具体的な取組み内容

## 企画・調整

地域におけるまちづくりのマネジメント組織として、市民に対するまちづくり意識の醸成を図りながら、若者向けのたまり場づくりや子育てに関するまちづくり活動により、若者や女性など、多様な市民のまちづくりへの参加を促進します。

また、地域資源を活かした取組みや活動を企画し、各主体との連携・調整を図りながら事業を実施します。

【エリアマネジメント組織の具体的取組】

- 地域のまちづくり情報誌の発行
- 地域資源の発掘とリスト化
- 若者や女性などのまちづくり活動への参加促進
- 取組みや活動の企画と各主体との情報共有・連携づくり
- 提案型意識調査の実施　など

## 保全・管理

地域の歴史的建築物や空き地、緑や水資源について、市民が主体となって、保全・管理を行います。歴史的建築物や住宅・店舗については、地域における景観コントロールにより、建物の保全・管理を行います。

また、地域における美化・清掃活動、緑化活動を推進し、市民主体でまちづくり活動に取り組みます。

【エリアマネジメント組織の具体的取組】

- 地域資源の保全・管理
- 緑や水資源の保全・管理、緑化活動
- 空き地や歴史的建築物の管理
- 地域における景観コントロール
- 道路や街路の美化活動
- 地域における清掃活動　など

## 活用

市民は、事業実施によって整備される空間や既存の空き店舗、歴史的建造物などを多様なまちづくり活動の場として活用します。

【エリアマネジメント組織の具体的取組】

- 街路空間を活用したまちづくり活動
- 歴史的建築物を活用したまちづくり活動の推進
- 空き地や空き家を活用したコミュニティスペースなどの滞在空間の整備
- 空き店舗を活用した起業家支援 など

## 情報発信

地域のイベントなどの情報発信と合わせ、商店街の情報などを盛り込んだパンフレットの作成や、
まちづくりニュースの発行により、地域情報を共有します。

【エリアマネジメント組織の具体的取組】

- 地域のまちづくり活動やイベントの情報発信
- 観光情報と連携した情報の一元化
- 広告募集によるパンフレット作成
- まちづくりニュースの発行　など

## （2）段階的な取組例

### *ケース１：空き店舗や空き地を活用しながら、商店街を再生したい!!*

**≪協働による商店街再生の進め方≫**

商店街や団体などが連携して、商店街の再生・活性化を図ります。

市民は、空き店舗や空き地を活用したまちづくり活動やイベントなどを企画・実施し、商店街をまちづくり活動の場として、にぎわいを創出します。

行政においては、空き店舗活用などに関する支援を行うとともに、歩行者空間の環境整備や活動の情報発信を行います。

**≪市民と行政の関わり方≫**

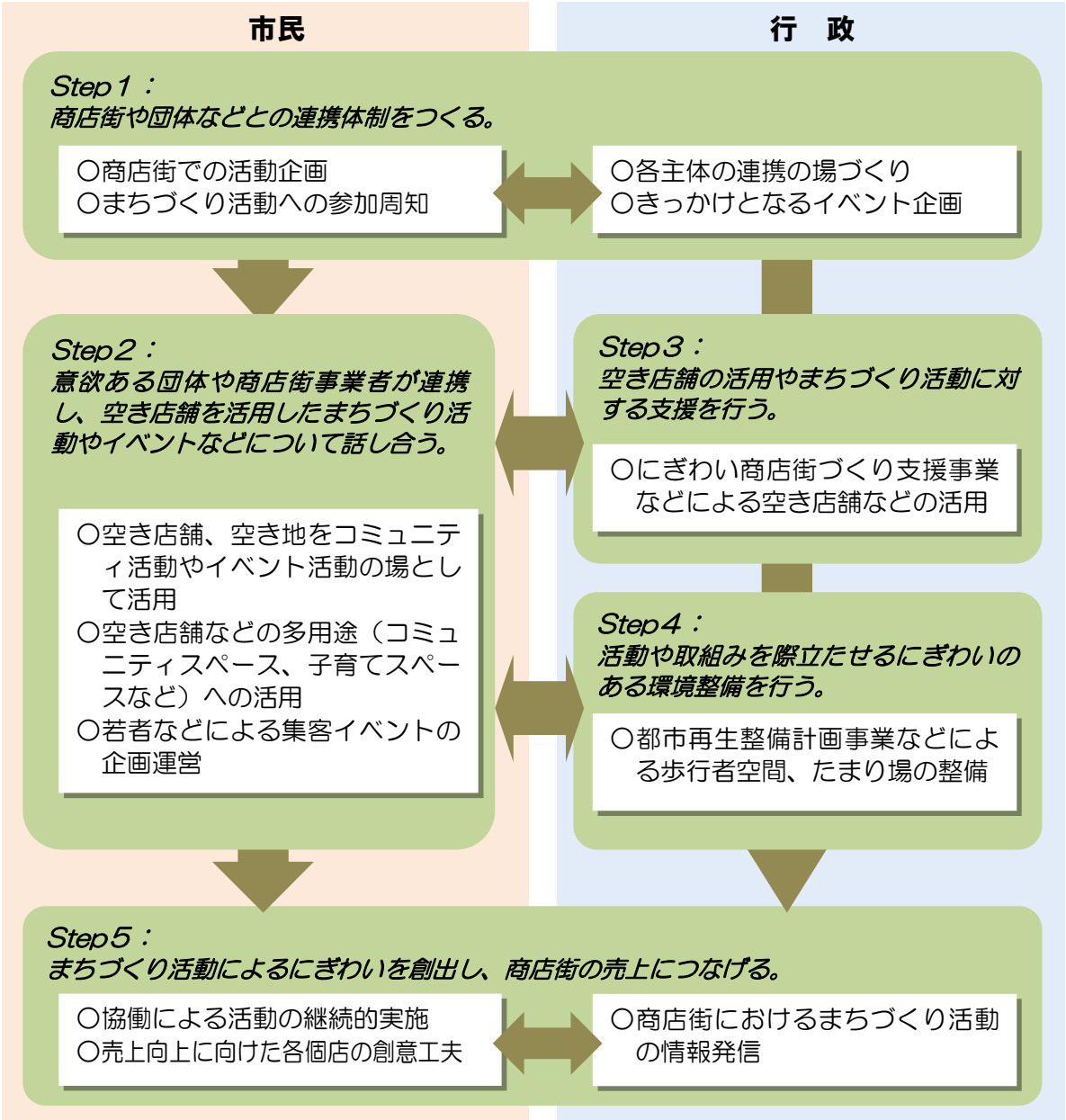

## ケース２：建築物と街路が調和した歴史が感じられる路地空間にしたい!!

≪歴史的な路地空間づくりの進め方≫

特徴的な町割りである路地空間を活用して、歴史的なまち並みを形成します。

地域で路地空間の将来イメージを共有し、パブリック空間については街路整備などの事業実施、プライベート空間については住民主体の修景整備に対する支援を行います。

事業実施後においても、歴史的な路地空間を活用したまちづくり活動を支援し、市民主体のまちづくりを推進します。

≪市民と行政の関わり方≫

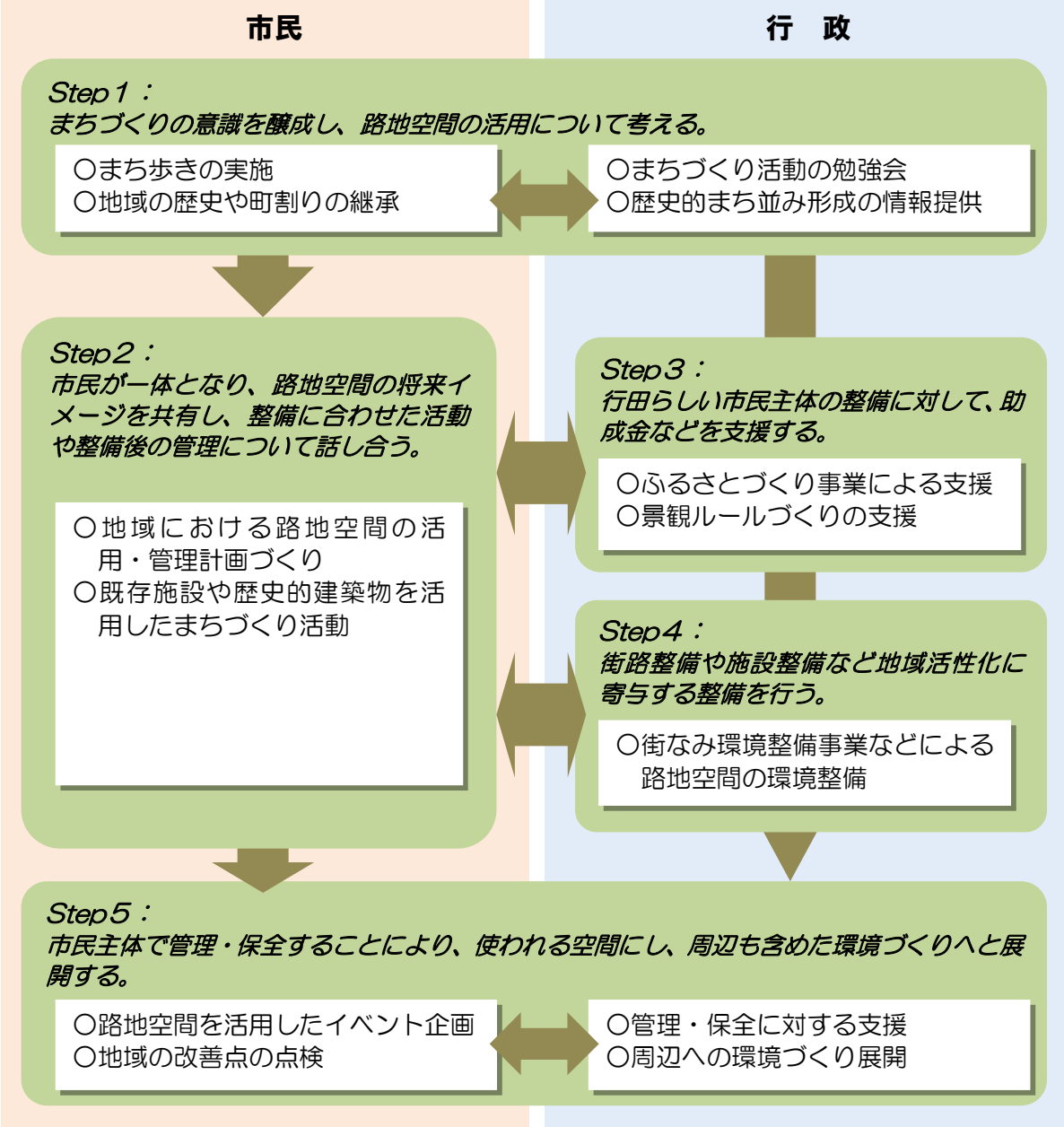

## ケース３：みんなで景観に配慮した良好な住宅地をつくりたい!!

≪景観に配慮した住宅地づくりの進め方≫

商店街や住宅地において、歴史的建築物と調和した落ち着いた住宅地の景観形成を図ります。

市民が主体となり、景観形成による空間イメージを共有しながら、景観形成のルールや基準について合意形成を図ります。

行政は、景観計画策定の際に、地域における空間イメージと整合を図りながら、地域が目指す景観形成の実現に向けて、景観条例の制定や公共施設の整備を行います。

≪市民と行政の関わり方≫

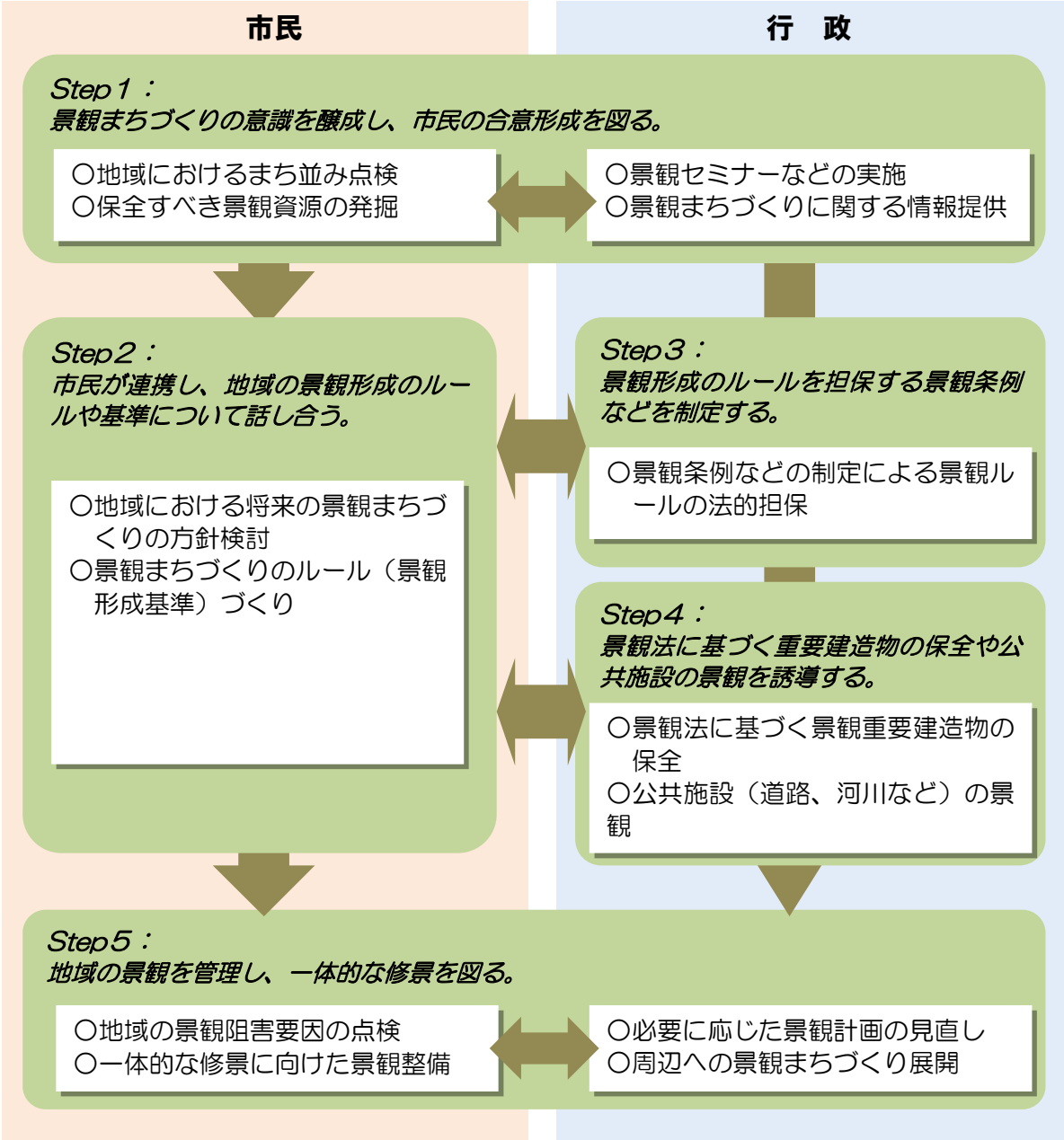

## ３．役割分担とスケジュール

事業推進にあたって、各主体の役割を明確にして、それぞれが連携・支援をしながら協働で地域のまちづくりを実現します。

市民へのまちづくり意識の醸成や市民によるネットワーク組織の構築を図りながら、まち並みづくりとにぎわいの創出に向けた事業を段階的に実施します。

■施策別の役割分担

| 施策（再掲は除く） | 役割 | | | | スケジュール | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 住民 | 団体 | 事業者 | 行政 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 中期（H29～H31 年） | 長期（H32～H35 年） |
| 方針１　人が主体となり、地域を考え、育てるまちづくり | | | | | | | | | |
| 1-1　住み易く、住み続けたいまちに向けた仕組みづくり及び協議会などの設置 | ● | ● | ● | △ | ━━ | ━━ | ┅┅ | ┅┅ | ┅┅ |
| 1-2　地域におけるまち並み点検 | ● | ● | ● | △ | | | | ━━ | ━━ |
| 1-3　地域資源の発掘とリスト化 | ● | ● | | △ | | ━━ | ┅┅ | ┅┅ | ┅┅ |
| 1-4　既存施設や歴史的建築物を活用したまちづくり活動の支援 | | ● | | △ | | | ━━ | ━━ | ━━ |
| 1-5　地域資源を紹介する観光ガイドの育成及び歴史と文化を継承する活動の支援 | □ | ● | | △ | ━━ | ┅┅ | ┅┅ | ┅┅ | ┅┅ |
| 1-6　歩行者空間や空き地などにおける緑化活動の支援 | ● | | ● | △ | | | | ━━ | ━━ |
| 1-7　歩きたくなるまちに向けたまちなかの美化活動や空き地などの管理・保全の支援 | ● | ● | ● | △ | | | ━━ | ━━ | ━━ |
| 1-8　集客のためのイベントの企画・実施 | ● | ● | | ● | | | ━━ | ━━ | ━━ |
| 1-9　文化財及び地域資源を活用したまちづくり活動の支援 | □ | ● | ● | △ | | | ━━ | ━━ | ━━ |
| 1-10 まちづくり活動やイベントの情報発信 | | ● | ● | △ | | | ━━ | ━━ | ━━ |
| 1-11 まちづくりニュースなどの発行によるまちづくり意識の醸成 | □ | □ | □ | ● | ━━ | ━━ | ━━ | ━━ | ━━ |
| 方針２　歴史と文化の香りが漂う歩きたくなるまち並みづくり | | | | | | | | | |
| 2-1　景観形成に関するルールづくり | ● | ● | □ | △ | ▒▒ | ▒▒ | ━━ | ┅┅ | ┅┅ |
| 2-2　足袋蔵などの歴史的建築物の保存及び活用 | ● | ● | | ● | ━━ | ━━ | ━━ | ━━ | ━━ |
| 2-3　歴史的建築物周辺のまち並み環境の整備 | □ | □ | □ | ● | ━━ | ━━ | ━━ | ━━ | ━━ |
| 2-4　歴史的なまち並みの修景（外観や塀） | ● | | | △ | ━━ | ━━ | ━━ | ━━ | ━━ |
| 2-5　回遊するための道路の美装化及び電線類の地中化 | □ | | | ● | ▒▒ | ━━ | ━━ | ━━ | ━━ |
| 2-6　まち並みのライトアップ及び歩道用照明の設置 | □ | | | ● | | | | ━━ | ━━ |
| 2-7　歴史的建築物などの案内表示と誘導サインの統一 | ● | ● | | ● | ▒▒ | ━━ | ━━ | ━━ | ━━ |
| 2-8　ユニバーサルデザインによる歩行者空間などの整備 | □ | | | ● | ▒▒ | ━━ | ━━ | ━━ | ━━ |

●：主体　□：連携　△支援　　▒▒：実施計画策定期間　━━：主な事業・活動実施期間　┅┅：継続期間

| 施策 | 役割 | | | | スケジュール | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 住民 | 団体 | 事業者 | 行政 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 中期（H29～H31 年） | 長期（H32～H35 年） |
| **方針３　水と緑がうるおいをもたらす四季を感じるまち並みづくり** | | | | | | | | | |
| 3-1　憩う場所としての水辺空間の環境整備 | □ | □ | | ● | | | | | |
| 3-2　幹線道路沿道の街路樹の保全と整備 | □ | | □ | ● | | | | | |
| 3-3　寺社仏閣などのまとまった緑の保全 | ● | □ | □ | △ | | | | | |
| 3-4　緑豊かなポケットパークや広場の整備 | | □ | □ | ● | | | | | |
| **方針４　暮らしと交流が調和したにぎわいづくり** | | | | | | | | | |
| 4-1　都市機能の集約に向けた拠点の整備 | □ | □ | ● | ● | | | | | |
| 4-2　空き地や空き家を活用したコミュニティスペースなどの滞在・交流空間の整備 | □ | ● | □ | ● | | | | | |
| 4-3　空き店舗を活用した商店街の活性化 | | □ | ● | △ | | | | | |
| 4-4　商店街におけるにぎわいが感じられる店舗前空間の形成 | □ | ● | ● | △ | | | | | |
| 4-5　若者の定住促進 | ● | | ● | △ | | | | | |
| 4-6　地元の素材を使った特産品の開発及び販売 | | □ | ● | △ | | | | | |

●：主体　□：連携　△支援　　：実施計画策定期間　　：主な事業・活動実施期間　　：継続期

## 4．PDCA による進行管理

事業実施にあたっては、計画（Plan）に基づく事業を実施（Do）し、事業に対して点検・評価（Check）を行いながら、適宜計画の見直しと事業の改善（Action）を図ります。

そのため、PDCA サイクルによる計画の進行管理を行うために、行政においては、適宜、事業実績及び計画の進捗状況を把握し、情報の共有を図るとともに、進捗状況や効果発現要因や新たな方策などの評価を行い、更なる効果的な事業や活動の実施につなげます。

市民においては、事業の進捗状況を行政と共有しながら、事業内容を点検し、評価を行い、行政との協働による PDCA サイクルを、地域のマネジメントの一環として取り組みます。

また、事業や計画の状況の変化に応じて、適宜計画の見直しを行います。

■協働による PDCA サイクル

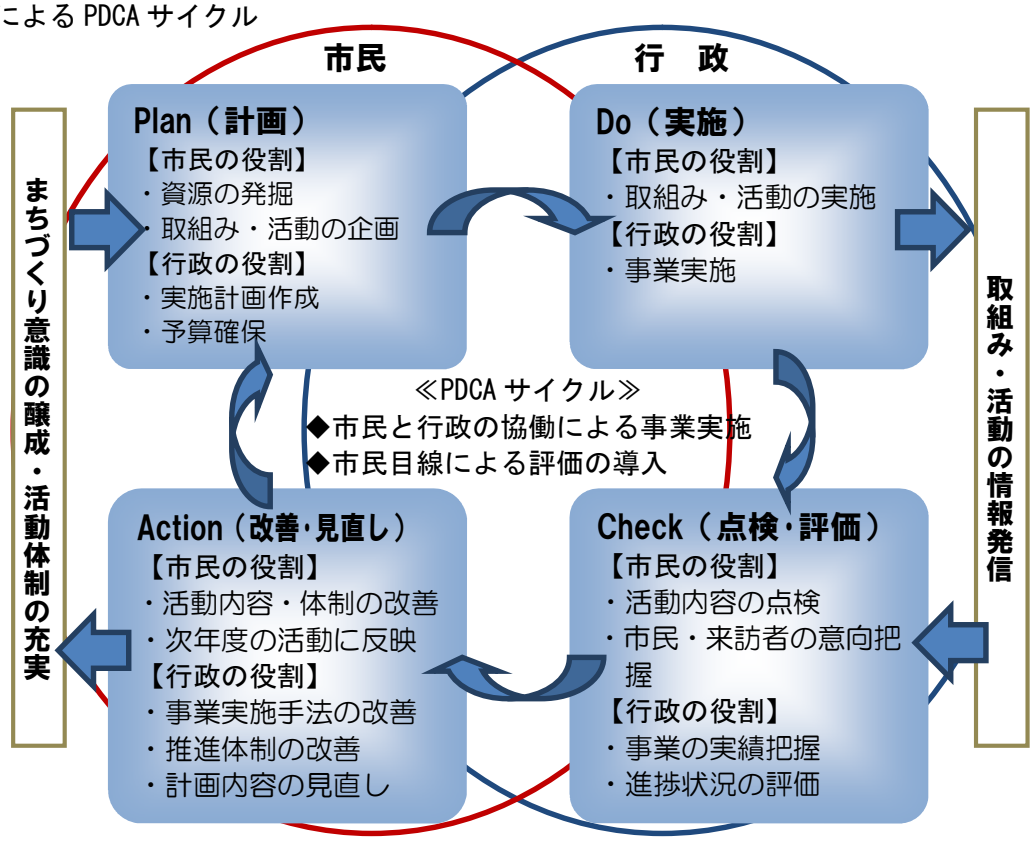

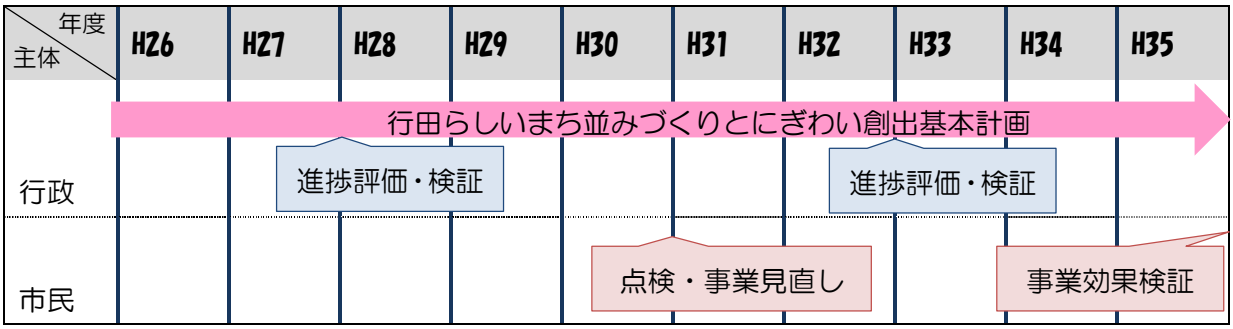
■計画の検証